

第 4 3 号議案

亀岡市情報公開条例及び亀岡市個人情報保護条例
の一部を改正する条例の制定について

亀岡市情報公開条例（平成 1 2 年亀岡市条例第 3 2 号）及び亀岡市個人情報保護条例（平成 1 2 年亀岡市条例第 3 7 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 7 年 3 月 2 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

亀岡市情報公開条例及び亀岡市個人情報保護条例
の一部を改正する条例

（亀岡市情報公開条例の一部改正）

第 1 条 亀岡市情報公開条例（平成 1 2 年亀岡市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 号中「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 4 項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

（亀岡市個人情報保護条例の一部改正）

第 2 条 亀岡市個人情報保護条例（平成 1 2 年亀岡市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 2 号中「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 4 項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

亀岡市情報公開条例及び亀岡市個人情報保護条例
の一部を改正する条例案要綱

- 1 独立行政法人通則法の一部改正に伴い、所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行すること。